

第4章 豊かな自然環境と快適な生活環境の確保

第1節 豊かな自然環境の保全とふれあいの確保

人間の生存基盤である環境は、豊かな生物多様性と自然の物質循環を基盤とする生態系が健全に維持されることで成立しています。また、生物多様性は、人間にとって有用な価値を持つとともに、快適な生活・豊かな文化を育む根源です。本市の豊かな自然や自然の大切さを市民一人ひとりが認識し、生物多様性の意義、価値に対する理解を深めるため、自然とのふれあいの場の創出を推進します。また、都市の機能と自然の機能が相方ともに発揮されるような都市と自然が共生するまちづくりを進めていきます。

1. 自然環境の現況

(1) 背景

「北九州市自然環境保全基本計画」（平成 17 年 9 月）の策定に先立ち実施した調査に基づき本市の自然環境の概況を示します。

(2) 地形

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで本州と相対しています。その広さは東西約 33km、南北 34km、面積は約 485km² で、福岡県の約 10% を占めています。本市の大部分は、東部の企救山塊と中央部から南に延びる福智山塊などによって占められています。平野部は分離散在しており、臨海部低地には自然生成地は少なく、埋立地等の人工造成地が大半を占めています。

(3) 気象

本市は、瀬戸内海（周防灘）と日本海（響灘）に面して、その気候は瀬戸内海気候と日本海気候の中間的な傾向を示しています。年平均気温 15℃ 程度、年間降水量 1,800 mm 程度で地域により風向も異なりますが、一般的に冬季は西系の風が強く、春季から秋季にかけては南系の風が多く、夏は晴天も多いが湿度が高く蒸し暑い日が多くなります。

(4) 現況特性

ア. 植物と自然度

本市の植生はヤブツバキクラスの常緑広葉樹林に属し、自然植生はスダジイ群落、タブノキ群落、平尾台周辺のススキやネザサ群落、曾根など塩生植物群落が代表的です。照葉樹、広葉樹の自然林などはサンコウチョウ、オオルリ、キビタキ、シジウカラなどの野鳥の生息地となっています。

イ. 陸水域生態系の概況

本市には、一級河川の遠賀川を含む 261 河川が流れています。貯水池は、紫川水系のます淵ダム、道原貯水池等のほか約 540 の農業用ため池があります。公共水域の水

質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、著しく改善されました。

本市は淡水魚類相が大都市圏としては比較的豊富で、鳥類相もかつては大きなダメージをうけていましたが、現在では数多く観察されています。

ウ. 沿岸域生態系の概況

本市は周防灘、関門海峡、洞海湾、響灘に面していますが、海岸線の多くは、埋立地や港湾として整備され、企業の生産活動の場や港湾物流の場として利用されています。沿岸域水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、改善されました。代表的な沿岸域である曾根干潟では、シバナなどの塩沼地性植物やズグロカモメなどの野鳥およびカブトガニなどが生育しています。

エ. 森林の概況

市域の森林面積は国有林 2,877ha と公・私有林 15,924ha の計 18,801ha で、市域の 38.8% を占めています。本市の林家数は 1,422 戸で保有山林面積は 5,175ha です。林家が所有する人工林面積は 1,475ha で、平成 2 年度と比較すると 144ha 増加しています。

オ. 農地の概況

本市の経営耕地面積は 2,378ha で、市域の 4.9% を占めています。農地は、食料を生産するだけでなく、国土、環境の保全や緑豊かな心安らぐ空間の提供など、都市住民にとって大切な公益的機能を持っています。

(5) これまでの取り組みと成果

ア. 生物目録の整理

本市の生物目録として既存資料を整理し、分類群ごとの種数を次ページの表に示します。

本市の生物種数は、維管束植物・は虫類・両生類は県内の種数に近いものの、鳥類では、国内確認種の約半数が確認されるなどの特徴があります。

◆本市の生物目録

分類群	北九州市	福岡県	備考：国内
維管束植物	1,528	約 2,270	約 7,000
ほ乳類	26	40	約 200
鳥類	316	—	約 700
は虫類	11	16	97
両性類	14	15	64
淡水魚類	77	138	約 300
エビカニ類	12	66	約 4,200
昆虫類 (うち蝶類)	— (77)	約 11,000 (約 100)	約 30,000 (—)
陸淡水産貝類	—	145	約 1,000

イ. 重要種の確認

本市が保有する 1968 年からの自然環境関連資料、国、県が発行している自然環境情報（レッドデータブック等）、北九州市立自然史博物館等の各機関発行の情報等を中心に、本市に生息・生育する貴重生物種に関する 127 冊の文献データの収集・整理を行ったうえで、市民・市民団体、専門家に対する生息確認等のアンケート調査、さらに現地補足調査を行いデータの更新を図りました。

このデータから平成 3 年以降の情報を抽出したものが次の結果です。

分類	和名	種数
維管束植物	アギナシ、オキナグサ等	29
藻類	オトメフラスコモ、シャジクモ	2
ほ乳類	カヤネズミ、ニホンアナグマ等	5
鳥類	クロツラヘラサギ、ハヤブサ等	47
は虫類	アカウミガメ、タカチホヘビ等	6
両性類	カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル等	7
淡水魚類	イシドジョウ、カゼトゲタナゴ等	21
昆虫類	アサカミキリ、クモガタヒョウエモン等	10
甲殻・貝類等	シオマネキ、ナカヤママイマイ等	55
計		182

ウ. 「北九州市野鳥観察施設整備方針」の策定と実施

本市では、「人と野鳥が共存する環境づくり」を目的として、平成 12 年 2 月に「北九州市野鳥観察施設整備方針」を策定しました。本方針では、市内 17 ヶ所を野鳥観察の場として選定し、野鳥生息状況や敷地条件に応じて整備レベルをバード・サンクチュアリ（2 ヶ所）、野鳥観察場（9 ヶ所）、野鳥ふれあいの場（6 ヶ所）の 3 段階に区分して、それぞれの場で自然環境に配慮した整備を進めています。

※バード・サンクチュアリとは、狭義には、「鳥獣のための確保された場所」という意味を持ち、ここでは野鳥など野生生物とのふれあい・自然観察・学習拠点を示している。

エ. 「曾根干潟保全・利用計画」の策定と実施

本市では、平成 11 年 3 月に「曾根干潟保全・利用計

画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曾根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成 7 年度より曾根干潟の環境調査を実施しており、鳥類については四季を通じての調査を継続して行っています。

今後も、本計画に基づき、曾根干潟の環境の保全に努めるとともに、利用においては、干潟環境への配慮を求めていきます。

2. 北九州市自然環境保全基本計画

(1) 背景

これまで本市における自然環境保全施策は、平成 8 年 3 月策定の「アジェンダ 21 北九州」と平成 13 年 1 月に施行された「北九州市環境基本条例」を根拠に推進してきましたが、具体的な施策については、関係する部局が個別に、しかもそれぞれの立場で樹立した長期計画に基づき実施しているところです。

これらの施策を総合的、かつ、計画的に推進するために、また、新たな課題に対応するため、本市では平成 17 年 9 月に「北九州市自然環境保全基本計画」を策定しました。

(2) 計画の特徴

- 市民・NPO と一緒になって作り上げ、進めて行く計画。
- 都市政策、産業政策、農業政策等の考え方を組み合わせた総合的な計画。
- 自然環境全般に関する基本計画の策定は政令市では初。
- 環境首都ブランド・デザイン環境行動原則 4「自然と賢くつきあい、守り、育みます」の具体化。

同計画の基本理念は「都市と自然との共生～「都市のなかの自然、自然のなかの都市」の実現を目指して～」であり、この基本理念を実現するための、次の 5 つの目標が設定されています。更に、これらの目標を達成すべく、5 つのリーディングプロジェクトを掲げ、現在、これらのリーディングプロジェクトを中心に様々な取組（6 局 2 区 21 課が実施する 59 の施策）が実施されています。

目標	プロジェクト
多様な自然環境の保全	曾根干潟環境保全の取組
市民が育む自然	自然環境に精通した人材の育成
身近に自然を感じる都市づくり	響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成事業
市民と自然とのふれあいの推進	里地里山の持続的な利用～小倉南区発「日本のふるさと」推進プロジェクトの推進支援～
自然・生物に関する情報の整備	自然環境調査の実施とデータベースの構築



多様な自然環境を有する曾根干潟（小倉南区）



エコツアー「里山ウォーキング」（小倉南区道原にて）H19.3.31

(3) 北九州市自然環境保全ネットワークの会

同計画は、パートナーシップの考えのもと、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成される「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」を新たに組織し、進行管理していきます。自然ネットは、平成18年5月20日に設立総会を開催し、正式に発足しました。平成19年3月31日現在、26のNPO・市民団体、78名の北九州市自然環境サポーター、9名の学識経験者、10の事業者の参加を得ており、会員総数は約1,700名です。



自然ネット設立総会風景 H18.5.20

自然ネットでは、設立以降、著名人による講演会の開催（協力）などの「学習」、エコツアーの開催や応援などの「実践活動」など多岐にわたった27回の様々な活動を主催、若しくは開催協力し、延べ約1,300名の方が参加しました。

今後も、自然ネットを母体として同計画の推進、進行管理に当たることとしています。



エコツアー「ウォーターズクール」（門司区喜多海岸にて）H18.7.17
NPO 法人西日本環境ネットワークと協働開催

3. 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

(1) 背景

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。

本構想は、現在緑が少なく広大な空間（約2,000ヘクタール）が広がる響灘埋立地に、市民・NPO、団体、事業者、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図ることとしています。

(2) 今までの取組と成果

具体的な取組として、市民や企業の協力を得て、石峰山から響灘安瀬緑地につながる緑の軸線（公園や道路沿線の緑地）を整備する「緑の回廊づくり」と同構想全体の中核的な事業として、拠点となる緑地を整備する「緑の拠点づくり」があります。

構想策定後、「緑の回廊づくり」を進めるため、市民、事業者、行政が協力して、どんぐりの種から苗木を育てる仕組み「響・どんぐり銀行」を組織して、数年後に苗木の提供が始まる仕組みづくりを開始しました。

平成17年度には、地元若松区の赤崎小、小石小が参加して、どんぐり拾いと苗の育成を開始し、更に、地元の企業7社やNPO1団体に協力してもらい、苗の育成も始まりました。

平成18年度には、17年度の2小学校に加え深町小が、企業7社に加え2社が加わり、更に、育苗に市民168名、4事業者、5市民センター、1中学校が加わり、活動の裾野が広がってきています。



小石小学校から育苗協力企業への苗贈呈式 H19.3.1



赤崎小学校によるどんぐり拾い H18.10.18

◆響・どんぐり銀行 育苗参加企業・団体（順不同）

17年度 ～	電源開発(株) 若松総合事業所
	(株) 光正北九州事業所
	日本通運(株) 北九州支店エコタウン営業所
	佐伯建設工業(株)
	三井鉱山(株) 北九州事業所
	高野興産(株)
18年度 ～	西日本オートリサイクル(株)
	NPO 法人北九州ピオトップ・ネットワーク研究会
	イオン八幡東ショッピングセンター
	イオン九州(株) ジャスコ若松店

そして、「緑の回廊づくり」の取組の一つとして、平成18年3月には、市民、NPO、団体、企業、行政が協働して、国道495号沿道にシイ、カシ、クヌギなど苗の植栽を行う「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」が、九州電力(株)の創立50周年事業「九州ふるさとの森づくり」と併催で行われました。（200m区間、5,000本）

平成19年3月には、前年度に引き続き、植樹会が開催され、区間、植栽本数とも前年度の2倍（400m区間、10,000本）となりました。参加者数も前年度の倍以上の約700名（昨年度約250名）と大幅に増え、活動の裾野が広がってきています。

(3) 今後の取組

今後は、本構想に基づき30万本のどんぐり苗の植樹を目標に、響・どんぐり銀行と並行して本植樹会を進めていきます。



鳥がさえずる緑の回廊 植樹会（H19.3.18）

また、「緑の拠点づくり」では、学識経験者や市民専門家などからなるワーキンググループを（7回）開催し意見交換を重ねながら、緑地整備の基本計画を平成17年度に策定しました。平成18年度から、基本計画に基づき造成を進めています。

4. 自然環境の保全と都市部の緑の創出

(1) 背景

本市の公園緑化事業では、自然環境の保全と都市部のみどりの創出をすすめています。その歴史は大正5年の清滝公園の築造に始まり、昭和47年には「グリーン北九州プラン」を策定し都市公園の整備、都市緑化事業の推進、自然環境の保護において大きな成果を得ました。しかしその後、社会環境が変化し市民の価値観が多様化する中、より新たな視点に立った緑のまちづくりの取組が求められ

るようになり、平成4年、北九州市「緑の基本計画」を策定して、うるおいと活気のある都市空間の創造を図っています。

(2) 北九州市「緑の基本計画」

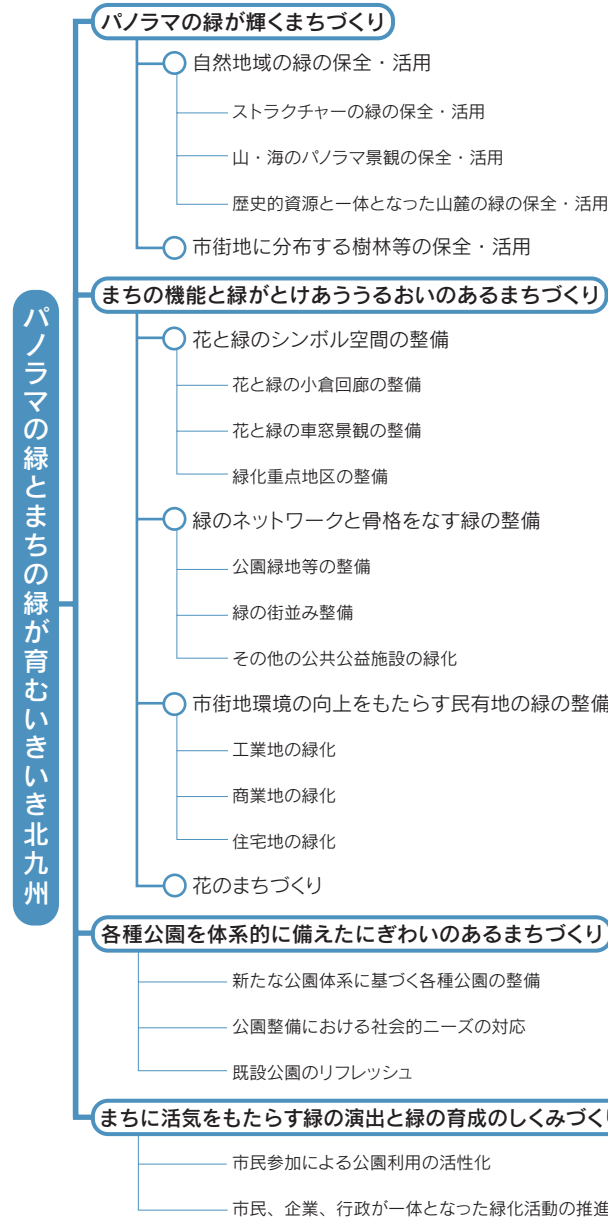
北九州市「緑の基本計画」においては、「緑の保全と活用」、「市街地の緑化」、「体系的な公園緑地の整備」、「管理の充実と緑化の推進」を4つの柱に、様々な公園緑地事業に取り組んでいます。北九州市の豊かで他の大都市に類を見ないパノラマの緑と、永年にわたり蓄積してきたまちの緑を、市民や企業、行政が一体となって保全、活用、創出していこうとするものです。

(3) 計画の目標と基本理念

北九州市「緑の基本計画」では、下記の目標と基本理念を掲げています。

計画年次	平成5年度～平成32年度
目標	パノラマの緑とまちの緑を、市民と行政が一体となって保全や創出することにより、うるおいと活気のある都市空間の創造を図る。
基調テーマ 基本理念	『パノラマの緑とまちの緑が育むいきいき北九州』 ①特色ある自然環境を活かした緑のまちづくり ②うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり ③市民・企業・行政が一体となった緑のまちづくり
計画の目標	①パノラマの緑が輝くまちづくり ②まちの機能と緑がとけあううるおいのあるまちづくり ③各種公園を体系的に備えたにぎわいのあるまちづくり ④まちに活気をもたらす緑の演出と緑の育成のしくみづくり

◆北九州市「緑の基本計画」における計画の体系



パノラマの緑とまちの緑が育むいきいき北九州

◆計画の目標量

項目	目標	目標量	平成7年度末現況	平成18年度末現況
緑地の担保面積	都市計画区域の35%の緑地を担保する	35%	29%	29.4%
風致地区面積(普通)	① 風致地区の規制の強化を図るとともに特別緑地保全地区等の指定面積を現在の3倍にする	8,740ha	12,840.7ha	12,870.7ha
風致地区面積(特別)		5,900ha	-	-
特別緑地保全地区等		250ha	78.0ha	83.3ha
工場等緑化協定面積	④ 工場等緑化協定による緑地面積を2倍にする	400ha	227.4ha	227.4ha
住宅地の緑地協定面積	⑤ 住宅地の緑地協定面積を2倍にする	300ha	114.0ha	179.6ha
公共施設緑化率	⑥ 公共施設緑化の緑被率を30%にする	30%	27%	-
街路樹本数(高木本数)	⑦ 街路樹の高木本数を2倍にする	100,000本	58,800本	69,012本
都市公園面積	⑧ 都市公園面積を現在の2.5倍に拡張し国の示した基準1人当たり20m ² の都市公園を確保する	2,100ha	941.0ha	1,110.9ha
1人当たりの都市公園面積		20.0m ² /人	9.3m ² /人	11.27m ² /人
港湾緑地等の面積	⑩ 港湾緑地等により200haの緑地を確保する	200ha	18.0ha	36.4ha

※緑地の担保面積：(①+②+③+④+⑤+⑩)/市域面積 ※港湾緑地：平成19.4.1現在

(4) 緑の保全と活用

ア. 風致地区の指定

風致地区指定の目的は、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくることです。そのために制定された「北九州市風致地区条例」に基づき、指定区域内に建物を建てたり、土地の造成等を行う場合は許可を受ける必要があります。

◆北九州市計画風致地区 (指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積 (ha)	備考
和布刈風致地区	70.0	門司区
部崎風致地区	159.0	〃
庄司風致地区	31.0	〃
喜多久風致地区	173.8	〃
風師風致地区	1,130.7	〃
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
貫風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	〃
血倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	〃
金比羅風致地区	161.3	戸畑区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畑区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	〃
計 15箇所	12,870.7	

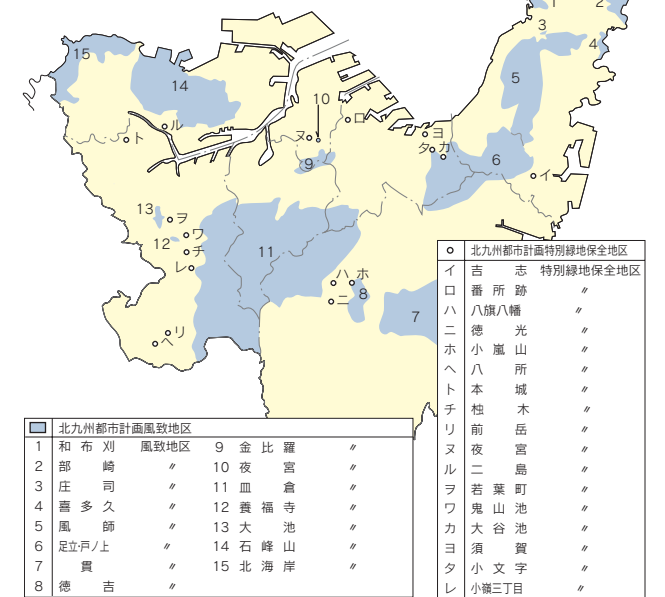
イ. 特別緑地保全地区の指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地については、特別緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行っています。

◆北九州市計画特別緑地保全地区 (平成19年3月31日現在)

名称	面積 (ha)	指定年月日
八幡八幡特別緑地保全地区	1.7	昭和49.8.20
徳光特別緑地保全地区	0.2	昭和49.8.20
八所特別緑地保全地区	0.8	昭和49.8.20
夜宮特別緑地保全地区	1.3	昭和49.8.20
吉志特別緑地保全地区	1.5	昭和50.3.8
番所跡特別緑地保全地区	1.0	昭和50.3.8
本城特別緑地保全地区	41.0	昭和50.3.8
柵木(たぶのき)特別緑地保全地区	4.4	昭和50.3.8
前岳特別緑地保全地区	1.6	昭和50.3.8
小嵐山特別緑地保全地区	4.9	昭和52.10.13
二島特別緑地保全地区	5.0	昭和55.6.24
若葉町特別緑地保全地区	0.8	昭和55.6.24
鬼山池特別緑地保全地区	7.5	昭和55.6.24
大谷池特別緑地保全地区	1.6	昭和56.12.15
須賀特別緑地保全地区	2.2	昭和56.12.15
小文字特別緑地保全地区	2.1	昭和62.6.20
小嶺三丁目特別緑地保全地区	5.7	平成13.3.16
計 17箇所	83.3	

◆北九州都市計画風致地区及び特別緑地保全地区



ウ. 自然公園

本市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園、玄海国定公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は8,953haで、市域面積の約19%を占めています。

◆北九州市域の自然公園面積 (平成19年3月31日現在)

公園名	地区	面積 (ha)	種別			
			特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
北九州国定公園 (昭和47.10.16区域指定) 平成8.10.28区域変更	風師・戸ノ上～足立山地区	781	-	-	-	781
	平尾台地区	969	320	129	458	62
	福知・血倉地区	5,039	-	156	437	4,446
計		6,789	320	285	895	5,289
瀬戸内海国立公園 (昭和31.5.1区域指定) 昭和32.10.23区域変更 平成7.7.26区域変更	和布刈地区	46	-	-	43	-
						3
玄海国定公園 (昭和31.6.1区域指定) 平成2.2.13区域変更	若松北海岸地区	54	-	-	53	-
						1
筑豊県立自然公園 (昭和25.5.13区域指定) 平成8.5.17区域変更	北九州市域内	2,064	-	-	-	2,064

(注) 海面を除く

a. 公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。